

大磯町特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を 改正する条例

大磯町特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和31年大磯町条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

- 24 第2条第1項の規定にかかわらず、令和2年6月1日から令和3年3月31日までの間に限り、町長、副町長及び教育長に支給する給料月額は、第2条第1項に規定する額から100分の20に相当する額を減じた額とする。
- 25 第3条の規定にかかわらず、令和2年6月1日から令和3年3月31日までの間に限り、町長、副町長及び教育長に支給する期末手当の額は、同条に規定する額から100分の20に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年5月19日提出

大磯町長 中 崎 久 雄